

公の施設(指定管理者施設)のあり方検討調査表

施設名	道後公園
-----	------

1. 施設の概要

所在地	松山市道後公園	所管課	都市整備課
設置年月	明治21年6月26日 (復元地区リニューアルオープン 平成14年4月1日) [施設設置後 7 年 0 月 経過 (平成21年4月1日時点)] (但し、リニューアル後)		
指定管理者名	コンソーシアムGENKI	県の出資額 (出資割合)	0 千円 (0.0 %)
施設の内容	管理棟(資料館)1棟	復元武家屋敷2棟	土壘8箇所
	球戯場	駐車場	土壘展示室
	施設の[敷地面積] 85,600 m ² [延床面積] m ² 規模・構造等[構造]		
入居する 機関・団体名	コンソーシアムGENKI		

2. 施設設置の経緯等

施設設置の経緯	道後公園は、明治19年に設置された道後植物園を前身とし、明治21年に内務省の認可を得て県立道後公園となった。その後、それぞれの時代のニーズに応じて温泉浴場、遊園地、道後動物園、松山市立子規記念博物館などの整備や改修が行われてきた。 昭和62年に道後動物園が閉園(とべ動物園として砥部町へ移転)され、旧動物園区域は日本庭園として整備することとして、昭和63年から埋蔵文化財調査が行われた。その結果、湯築城跡の遺構・遺物が良好な状態で出土し、中世城館跡としての残存状態が極めて良いことが明らかとなった。 このため、日本庭園としての整備を中止、検討の結果、文化財を生かした公園として整備することとなり、平成14年4月にリニューアルオープンし、また、同年9月には国指定の史跡「湯築城跡」となった。		
根拠法令等 又は関連する 計画・構想等	道後公園整備計画		
施設設置に係る 総事業費	2,337,198 千円		

3. 施設の目的及び効果等

<p>施設設置の目的等 (手段と意図)</p>	<p><u>手段(どうすることにより・何を提供することにより)</u></p> <p>武家屋敷や土塁の復元などを内容とする文化財を生かした公園として整備</p> <p><u>意図(どのような状態にしたいのか)</u></p> <p>地元住民や観光客の散策や憩いの場として、また歴史学習の場として利用してもらう</p>
<p>施設設置の効果</p>	<p>観光客や歴史愛好家、また地元住民の憩いの場として利用されている。</p> <p>中世の貴重な城跡である湯築城跡の遺構を良好に保つことができおり、また、利用者に歴史に触れあう機会を提供することができている。</p>

4. 施設を取り巻く環境の変化

<p>施設設置当初と比べた環境の変化</p>	<p>リニューアルからあまり年数が経っておらず、それほど大きな変化はないが、近接する道後温泉本館周辺の道路等の整備が進んでいる。</p>
<p>今後予想される環境変化</p>	<p>道後温泉周辺の整備</p>

5. 施設の利用状況

	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度(見込)	参考事項																				
利用者数の推移 (人)	45,846	36,084	35,347	39,007	37,000	便宜上、湯築城資料館の利用者数で推移を見ている。公園自体は出入り自由な無料施設であり、公園全体の利用者数は不明																				
利用料金収入の推移 (千円)	13,200	12,989	13,304	13,302	13,300	駐車場利用料及び球戯場の使用料である なお、公園の入園料及び湯築城資料館、武家屋敷等の復元施設の入館は無料																				
施設内容ごとの利用率 (19年度実績ベース)	施設の内容		年間利用率等		左記利用率等の算出方法等																					
	湯築城資料館		100%		<table border="1"> <tr> <td>入館者有</td> <td>308</td> </tr> <tr> <td>開館日</td> <td>308</td> </tr> </table>		入館者有	308	開館日	308																
	入館者有	308																								
開館日	308																									
駐車場		100%		年中無休、終日開設 <table border="1"> <tr> <td>利用者有</td> <td>365</td> </tr> <tr> <td>開設日</td> <td>365</td> </tr> </table>		利用者有	365	開設日	365																	
利用者有	365																									
開設日	365																									
利用の傾向等	「施設の設置目的に対する実際の利用状況」の視点																									
	<table border="1"> <tr> <td></td> <td>目的内</td> <td>目的外</td> <td colspan="4"></td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td>約 100 %</td> <td>約 %</td> <td colspan="4"></td> </tr> </table>							目的内	目的外					割合	約 100 %	約 %										
		目的内	目的外																							
割合	約 100 %	約 %																								
「特定の地域や団体等への偏りの有無」の視点																										
<table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="3">県内</td> <td>県外</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td></td> <td>東予</td> <td>中予</td> <td>南予</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>割合</td> <td colspan="3">約60 %</td> <td>約 40 %</td> <td colspan="2"></td> </tr> </table> <p>県内利用者の約8割が松山市内在住者である (指定管理者調査による)</p>							県内			県外				東予	中予	南予				割合	約60 %			約 40 %		
	県内			県外																						
	東予	中予	南予																							
割合	約60 %			約 40 %																						

6. 行政サービス水準の確認

他県(中四国各県)における同種又は類似の施設設置状況	県名	鳥取	島根	岡山	広島	山口	徳島	香川	高知
	県立の同種又は類似施設の有無	無	有	有	有	無	無	有	有
	(有の場合) 施設名		万葉公園	後楽園	縮景園			栗林公園	高知県立高知公園
	管理運営体制 (直営・指定管理)		指定管理	直営	指定管理			直営	指定管理
	参考事項								
県内の類似・代替施設等の設置等の状況	県立施設等	市町立施設等			民間施設等				
	<p>類似・代替施設はない</p> <p>なお、史跡であり、土地に付随するため他所の公園では代替できない。</p>	<p>代替施設はない</p> <p>なお、史跡、文化財を中心とした公園としては、松山市や宇和島市の城山公園等がある。</p>			<p>代替施設はない</p>				
上記内容を踏まえた上での現在の行政サービス水準に関する考察	<p>史跡であり、土地に付随する公園であることから他所の公園では代替できない。中世の城跡を良好な状態で残している貴重な史跡として国の指定を受けており、今後も維持管理を続け、後世に引き継いでいく責務がある。</p> <p>なお、道後公園は明治以来の歴史的な経緯もあり県が維持管理しているが、さらに規模の大きな松山城は市管理の都市公園として松山市が管理していること、また、道後公園の一角には松山市の子規記念博物館があること、及び道後温泉を市が管理していること、などから将来的には松山市が温泉周辺施設として一体的に管理することも一つの案として考えられる。</p>								

7. 施設の運営コスト

区分	施設の管理運営に要した経費 合計		左記の積算	
(施設設置～) H16まで	約	160,203 千円	(平均的な 年間経費)	約 53,401 千円 × (経過 年数) 3 年
年度	委託料(千円)	その他、施設の管理運営に要する費用		
		合計金額(千円)	左記の内訳及び項目ごとの金額(千円)	
H17 (予算額)	61,012	880	武家屋敷壁、遊具補修等 611 火災保険 269	
H18 (協定額)	49,763	9,587	外堀浚渫、園路修繕等 9,318 火災保険 269	
H19 (協定額)	50,683	8,273	園路、上級武家居住区改良等 8,004 火災保険 269	
H20 (協定額)	48,803	7,873	照明施設、資料館映像機器改良等 7,604 火災保険 269	

8. 施設が廃止された場合(「“県立”でなくなった場合」を含む)の県民生活への影響

(廃止)

中世の城跡を良好な状態で残す貴重な国指定の史跡であり、後世に引き継いでいく責務があることから廃止はできない。

(県立でなくなった場合)

ただし、良好に維持管理が継続できるのであれば、必ずしも県立である必要はないと思われる。

松山城の管理を松山市が行っていること、道後温泉及び道後公園の一角にある子規記念博物館も市が管理していること、などから松山市が管理しても、管理者が変わるだけで県民や観光客等の利用者への影響はほとんどないものと思われる。むしろ、温泉本館を市が管理していることから周辺施設として一体的な管理、運用ができ合理的とも考えられる。

ただし、国の史跡であるという性格上、営利を目的とする民営にはなじまない。高額の入園料等が設定される恐れもあり、利用者の自由な散策、憩いの場としての都市公園の機能が奪われる。

9. 施設の見直しに当たっての課題等

国指定の史跡であり、廃止はできない。